

議案第12号

富津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年11月29日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第6号）第1条により地方公営企業法施行規則が一部改正され、地方公営企業の固定資産で資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金等をもって取得したものについて、当該固定資産の取得に要した価格からその取得のために充てた補助金、負担金等を控除した金額から減価償却額を算出することができる規定が削除されることに伴い、条例の一部を改正するものである。

富津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富津市水道事業の設置等に関する条例（昭和46年富津市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。